

○ 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領（平成 30 年 3 月 30 日付け 29 農振第 2309 号農林水産省農村振興局長通知）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 実施要件</p> <p>1・2 （略）</p> <p><u>3 要綱第 5 の 2 の（1）の「農村振興局長が別に定める場合」とは、実施主体が市町村、土地改良区又は土地改良区連合であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する突発事故被害を対象とする場合とする。</u></p> <p><u>（1）かんがい期に発生する等農業生産への影響が大きいもの</u></p> <p><u>（2）施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの</u></p> <p><u>（3）地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの</u></p> <p><u>4・5</u> （略）</p> <p>第 5～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他</p> <p>1 （略）</p> <p><u>2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 2 条第 2 号から第 4 号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。</u></p>	<p>第 1～第 3 （略）</p> <p>第 4 実施要件</p> <p>1・2 （略）</p> <p>（新設）</p> <p><u>3・4</u> （略）</p> <p>第 5～第 7 （略）</p> <p>第 8 その他</p> <p>1 （略）</p> <p>（新設）</p>

改 正 後	現 行
<p><u>この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土規制法の手続に従うものとする。</u></p> <p><u>3</u> 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、<u>第4の4の(2)</u>の機能保全計画等とみなすものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>4</u> <u>第4の4の(2)</u>において「別記様式第1号により作成するもの」を機能保全計画等として認める期間は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の基幹的農業水利施設については、平成31年度までの2年間とする。</p> <p><u>5</u> 平成30年5月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いるときは、<u>第4の4の(2)</u>の規定にかかわらず、第7の2の規定により提出する事業計画書等に添付するものとする。</p> <p><u>6</u> 平成30年12月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いる場合において、<u>第4の4の(2)</u>中「事故発生の前年12月末日」とあるのは「平成30年5月末日」と読み替えるものとする。</p>	<p><u>2</u> 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、<u>第4の3の(2)</u>の機能保全計画等とみなすものとする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>3</u> <u>第4の3の(2)</u>において「別記様式第1号により作成するもの」を機能保全計画等として認める期間は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の基幹的農業水利施設については、平成31年度までの2年間とする。</p> <p><u>4</u> 平成30年5月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いるときは、<u>第4の3の(2)</u>の規定にかかわらず、第7の2の規定により提出する事業計画書等に添付するものとする。</p> <p><u>5</u> 平成30年12月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いる場合において、<u>第4の3の(2)</u>中「事故発生の前年12月末日」とあるのは「平成30年5月末日」と読み替えるものとする。</p>

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8の改正規定（「第4の3の(2)」を「第4の4の(2)」に改める部分を除く。）については、令和5年5月26日から施行する。

改正後

現行

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別記様式第1号・別記様式第2号 (略)

別記様式第3号

別記様式第3号

年 月 日 発生  
(施設名)

事業種別

地区

突発事故復旧事業計画書

都道府県名

市町村名

土地改良区(連合)名

年 月 日 発生  
(施設名)

事業種別

地区

突発事故復旧事業計画書

都道府県名

市町村名

土地改良区(連合)名

第1表 計画概要 (略)

第1表 計画概要 (略)

注 1～7 (略)

注 1～7 (略)

8. 第4の3の場合にあつては、被害状況の欄に(1)から(3)までの  
うちいずれか該当する被害を記載すること。

(新設)

第2表～第6表 (略)

第2表～第6表 (略)

別記様式第4号～別記様式第7号 (略)

別記様式第4号～別記様式第7号 (略)

# 土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要領

平成30年3月30日付け29農振第2309号

令和3年4月1日付け2農振第3660号

最終改正 令和5年4月1日付け4農振第3519号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長

北海道知事

殿

農林水産省農村振興局長

## 第1 趣旨

本事業の実施については、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

## 第2 適用除外

- 1 要綱第3の1の（2）の「明らかに設計の不備又は工事の施行の粗漏を原因とするもの」とは、竣工検査等の結果、工事の出来高が不足しているもの、又は工事の施行が粗漏で施行の目的を達していないものとして指摘され、これらについて手直し又は補強工事が命じられた箇所、当該工事が未完了である施設に生じた突発事故をいう。
- 2 要綱第3の1の（3）の「甚だしく維持管理の義務を怠ったことを原因とするもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
  - （1）柵工、枠工、木工沈床又は木橋等の甚だしい腐朽により、これらの施設に生じた突発事故
  - （2）水門、樋門等河川に設けられた施設の操作とその他管理の甚だしい不良により当該施設に生じた突発事故
  - （3）堤防における耕作等により当該堤防に生じた突発事故
  - （4）本事業の要件に該当しないことを理由として本事業の対象とされなかった箇所につき、当該施設の復旧に着手する以前に生じた新たな突発事故で、次に掲げるもの以外のもの  
ア 当該復旧工事に着手する時間的余裕のないときに新たに発生した突発事故  
イ 当該復旧工事が完成していたとしても新たに当該箇所につき突発事故被害が生じたと明らかに想定される程度の突発事故
  - （5）その他前各号に掲げるものに類する突発事故
- 3 要綱第3の1の（5）の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げる工事をいう。
  - （1）石積み又は石張り等の破損を防止するためのコンクリート突込みのみの工事
  - （2）直ちに破損するおそれがなく、かつ、他に被害を及ぼすおそれのない石積み又は石張り等の差狂いの修正のみ若しくは欠脱の補充のみの工事又は間詰めのみ工事

- (3) 隧道の巻立コンクリートの軽微な亀裂の修繕のみの工事
- (4) 木工沈床の方格材の軽微な破損の修繕のみの工事又はその少量の脱石の補充のみの工事
- (5) 少量の捨石の補充のみの工事
- (6) 堤防、護岸等に直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下に対する床止め、根固め又は突堤のみに係る工事。この場合において、「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない場合又は露出した場合であっても堤防、護岸等の安定に支障のない程度の低下をいう。
- (7) 堤体に被害のない場合の漏水止めのみの工事。この場合、水路堤防について「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行する必要がない場合をいう。
- (8) 橋梁の高欄又は橋梁若しくは隧道の照明設備のみに係る工事
- (9) そだ、雑石程度の井堰に係る工事
- (10) その他前各号に掲げるものに類する工事

### 第3 事業内容

要綱第4の3の「農村振興局長が別に定めるもの」は、次の各号に掲げるものをいう。

- 1 突発事故の発生により農地を含む地域が浸水し、湛水面積が30ヘクタール以上、又は湛水量が30万立方メートル以上であって自然排水（当該区域に既存の排水施設がある場合は、これによる排水を含む。）を待つときは、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合における排水工事及び堤防切開（埋めもどしを含む。）工事
- 2 土地改良施設に突発事故が生じ、次期出水等により、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該施設被災箇所の背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため早急に施行しなければならない場合における増破防止工事又は仮締切工事
- 3 土地改良施設に突発事故が生じ、本復旧を待つときの、農作物の生産又は地域住民の生活等に重大な支障を及ぼす場合におけるかんがい排水のための仮工事。ただし、揚水機の運転労務費を除く。
- 4 特に重要な農道又は橋梁（有効幅員が250センチメートル以上のものに限る。）に突発事故が生じ、交通上著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ、適当なう回路（う回距離がおおむね2キロメートル程度）がないため早急に施行しなければならない仮道工事、仮棧道又は仮橋工事であって、次の各号のいずれかに該当する場合において施行するもの
  - (1) 農産物の生産又は搬出に重大な支障があるために施行しなければならない場合
  - (2) 奥地住民の唯一の交通路であり、民生安定上必要があるため緊急に施行しなければならない場合
- 5 前各号に掲げるもののほか、要綱第8の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち、地方農政局長等（北海道にあつては農村振興局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）。以下同じ。）が復旧工事の全部又は一部とすることが適当と認めるもの

#### 第4 実施要件

- 1 要綱第5の1ただし書の「農村振興局長が別に定めるもの」とは、次に掲げるものとする。
  - (1) 有効幅員120センチメートル未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧
  - (2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120センチメートル以上残されたものをいう。）のみに係る復旧
  - (3) 溪流又は山腹において直高150センチメートル未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧
  - (4) 森林植生のみに係る復旧
  - (5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧
- 2 要綱第5の2の(1)の「中山間地域」とは、次に掲げる地域に該当する市町村又は次に掲げる地域を含む市町村とする。
  - (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。））、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。））、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）以下単に「過疎地域」という。）
  - (2) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された振興山村
  - (3) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域
  - (4) 半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された半島振興対策実施地域
  - (5) 沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
  - (6) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第4項の規定に基づき公示された特定農山村地域
- 3 要綱第5の2の(1)の「農村振興局長が別に定める場合」とは、実施主体が市町村、土地改良区又は土地改良区連合であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する突発事故被害を対象とする場合とする。
  - (1) かんがい期に発生する等農業生産への影響が大きいもの
  - (2) 施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの
  - (3) 地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの
- 4 要綱第5の2の(3)の「農村振興局長が別に定める要件」とは、次に掲げるすべての要件を満たすこととする。ただし、竣工後10年を経過しない施設等にあつては、この限りではない。

(1) 維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。なお、維持管理事業計画等とは、次に掲げる計画等のいずれかに該当するものとする。

ア 法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設の管理事業を行おうとする場合において定める法第48条第1項、第87条、第87条の2及び第96条の2に規定する土地改良事業計画

イ 法第57条の2（第96条及び第96条の4において準用する場合を含む。）及び第93条の2に規定する管理規程

ウ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第42条の規定により定める保安規程

エ 河川法（昭和39年法律第167号）第47条の規定により定める操作規程

オ 有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条の規定により定める届出

カ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により定める条例

キ その他地方農政局長等が維持管理事業計画と同等と認める計画

(2) 機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。なお、機能保全計画等とは、次に掲げる計画のいずれかに該当するもののほか、別記様式第1号により作成し事故発生の前年12月末日までにあらかじめ地方農政局長（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出されているものを含む。

ア 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画

イ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる広域基盤整備計画

ウ 国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年7月7日付け元構改D第532号農林水産事務次官依命通知）第4に掲げる長寿命化に配慮した更新整備計画

エ 農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官及び21水港第2724号水産庁長官通知）別紙2運用1第1の6及び7（沖縄振興公共投資交付金交付要綱（農山漁村地域整備に関する事業、農山漁村活性化対策整備に関する事業、農業・食品産業強化対策整備に関する事業、水産業強化対策整備に関する事業、沖縄林業構造確立施設の整備に関する事業）（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）別紙3第2において準用する場合を含む。）並びに運用3第2の3の（5）に掲げる機能保全計画

オ 農村地域防災減災事業実施要領（平成25年2月26日付け24農振第2118号農林水産省農村振興局長通知）要領別紙2、別紙3、別紙4及び別紙11に掲げる施設長寿命化計画

カ 水利施設等保全高度化事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2703号農林水産省農村振興局長通知）別紙1及び別紙3に掲げる機能保全計画

キ 農業水路等長寿命化・防災減災事業実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2711号農林水産事務次官依命通知）に掲げる機能保全計画及び施設長寿命化計画

ク 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1－1運用1第4の3に掲げる個別施設計画

ケ 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙4－1運用4第1の2の（1）に掲げる個別

## 施設計画

- コ 農村整備事業実施要領（令和3年4月1日付け2農振第2737号農林水産省農村振興局長通知）別紙6の第1の2に掲げる機能保全計画
  - サ その他地方農政局長等が機能保全計画と同等と認める計画
- 5 都道府県知事は、要綱第5の7の実施方針の策定に当たっては、事業対象施設に係る市町村や土地改良区等の意見を聴いて、作成するものとする。

## 第5 事業の実施等

- 1 要綱第6の「農村振興局長が別に定める様式」は、別記様式第2号の事故報告書とする。
- 2 要綱第7の1の「農村振興局長が別に定める事業計画に関する書類」は、別記様式第3号の突発事故復旧事業計画書とし、要綱第7の2の規定により都道府県知事が地方農政局長に提出するときは、併せて別記様式第4号の事業採択申請書を添付するものとする。
- 3 要綱第7の2の規定により事業計画書等の提出を行う場合において、当該工事が竣工しているときは、当該工事の竣工を確認することができる書類をこれに添付するものとする。
- 4 突発事故の現地調査は、要綱第3の1の各号に示す原因の有無に留意して行うものとし、併せて施設の原形及び被害状況を調査するものとする。
- 5 要綱第8の1に規定する採択の通知は、別記様式第5号の土地改良施設突発事故復旧事業費決定通知書により行うものとする。
- 6 要綱第8の2の「軽微なもの」とは、当該土地改良施設突発事故復旧事業の事業費の変更であって、増加又は減少する工事費の額（設計単価又は歩掛の変更に伴い増加又は減少する工事費の額を除く。）が、変更前の工事費の額の30パーセントに相当する額を超えないものをいう。
- 7 都道府県知事は、要綱第8の2の規定により事業計画書等の変更についての協議を行おうとするときは、当該変更に係る部分を明らかにした上で、当該土地改良施設突発事故復旧事業の事業費の総額の増減その他の必要な事項を記載した別記様式第6号の協議書を提出しなければならないものとする。
- 8 要綱第8の3に規定する報告は、土地改良施設突発事故復旧事業を中止又は廃止した後、遅滞なく、その旨を記載した別記様式第7号の報告書を提出して行わなければならない。

## 第6 補助の対象としない工事費

要綱第10に定める工事費のうち、次に掲げるものは補助の対象としない。

- 1 要綱第7の規定により提出した事業計画書等の基礎となった設計の程度を超過して施行した場合における当該超過部分に相当する工事費
- 2 工事の出来高が不足し、又は粗漏である場合における手直し又は補強に要する工事費
- 3 国庫補助金で購入した水防用資材を応急工事に使用した場合の、当該資材の購入に要した費用
- 4 工事発生品で、土地改良施設突発事故復旧事業に使用できるものと同じ効用をもつ材料を購入する場合における購入費に相当する費用

## 第7 緊急応急工事の取扱い



- 1 要綱第11における緊急応急工事の取扱いについては、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 緊急応急工事費の費目の内容は、第5の事業費目に準ずるものとする。ただし、揚水機の運転費用については、燃料費（電力料金を含む。）に限るものとする。
  - (2) 事業費の決定以前に施行した緊急応急工事（以下「施行済応急工事」という。）の費用は、次のように算出される金額とする。
    - ア A < B の場合は、A とする。
    - イ A > B の場合は、B とする。
      - A：施行済応急工事のために現実に要した費用の額
      - B：要綱第7の2の（3）により地方農政局長に協議し、その同意を得た設計単価及び歩掛により施行済応急工事に要する費用を算出した場合の当該算出額
- 2 緊急応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合は、第1号の額が第2号の額未満の場合に限るものとし、当該材料の購入に要する費用は、緊急応急工事に要する費用とする。
  - (1) 緊急応急工事に使用した材料を復旧工事に使用する場合は当該材料の費用並びに当該材料を復旧工事に使用するために必要な除却及び運搬に要する費用の合計額
  - (2) 復旧工事に新たな材料を使用する場合における当該材料に要する費用

## 第8 その他

- 1 この要領の施行に伴い本事業の対象となる突発事故は、平成30年4月1日以降に生じた事故とする。
- 2 本事業による盛土・切土等の施工（宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第19号）第2条第2号から第4号までに規定される「宅地又は農地等において行う盛土その他の土地の形質の変更及び土石の堆積に関する工事」をいう。）に当たっては、土地改良事業計画設計基準等に基づき、安全性の観点から適切に設計・施工を行わなければならない。

この場合において、土地改良事業計画設計基準等に基づき施工を行うことができないときは、宅地造成及び特定盛土規制法の手続に従うものとする。
- 3 次に掲げる機能保全計画、施設の長寿命化に関する計画及び長寿命化計画に関する計画は、第4の4の（2）の機能保全計画等とみなすものとする。
  - (1) 国営造成水利施設ストックマネジメント推進事業実施要綱の制定について（平成30年3月30日付け29農振第2774号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる機能保全計画
  - (2) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正について（平成30年3月30日付け29農振第2234号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の国営施設機能保全事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農振第2220号農林水産事務次官依命通知）第2の1に掲げる施設の長寿命化に関する計画
  - (3) 国営かんがい排水事業実施要綱の一部改正についてによる廃止前の国営施設応急対策事業実施要綱（平成24年4月6日付け23農振第2685号農林水産事務次官依命通知）第3の2の（2）に掲げる長寿命化に関する計画
  - (4) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定について（平成30年3月30日付け29農振

第2605号農林水産省農村振興局長通知)による廃止前の戸別所得補償実施円滑化基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振第2200号農林水産省農村振興局長通知)別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画

- (5) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の特定地域振興生産基盤整備事業実施要領(平成23年4月1日付け22農振2243号農林水産省農村振興局長通知)別紙4第1の2の(7)に掲げる機能保全計画
- (6) 農業競争力強化農地整備事業実施要領の制定についてによる廃止前の農業競争力強化基盤整備事業実施要領(平成25年2月26日付け24農振第2092号農林水産省農村振興局長及び24生畜第2231号農林水産省生産局長通知)別紙3-1第2の7の(1)に掲げる機能保全計画
- (7) 水利施設等保全高度化事業実施要綱の制定について(平成30年3月30日付け29農振第2702号農林水産事務次官依命通知)による廃止前の農業水利施設保全合理化事業実施要綱(平成25年2月26日付け24農振第1931号農林水産事務次官依命通知)第2の12に掲げる機能保全計画
- (8) 地域自主戦略交付金制度要綱の廃止について(平成25年5月15日付け府分推第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第161号警察庁長官通知・総官企第138号総務事務次官通知・25文科施第63号文部科学事務次官通知・厚生労働省発会0515第2号厚生労働事務次官通知・25農振第265号農林水産事務次官通知・20130501財地第2号経済産業事務次官通知・国官会第234号国土交通事務次官通知・環境政発第1305101号環境事務次官通知)による廃止前の地域自主戦略交付金制度要綱(平成23年4月1日付け府地戦第33号内閣府事務次官通知・警察庁甲官発第109号警察庁長官通知・総官企第112号総務事務次官通知・23文科施第4号文部科学事務次官通知・厚生労働省発健0401第10号厚生労働事務次官通知・22農振第2184号農林水産事務次官通知・平成23・03・24財地第1号経済産業事務次官通知・国官会第2614号国土交通事務次官通知・環境政発第110330002号環境事務次官通知)別紙9第1の2の(7)及び(8)に掲げる機能保全計画
- (9) 東日本大震災復興交付金交付要綱(農林水産省)(平成24年1月16日付け23予635号農林水産事務次官依命通知)の別添1-4第1の2の(7)及び(8)並びに東日本大震災復興交付金(復興交付金基金)交付要綱(農林水産省)(平成24年1月16日付け23予636号農林水産事務次官依命通知)の別添1-4第1の2の(7)及び(8)に掲げる機能保全計画

4 第4の4の(2)において「別記様式第1号により作成するもの」を機能保全計画等として認める期間は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の基幹的農業水利施設については、平成31年度までの2年間とする。

5 平成30年5月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いるときは、第4の4の(2)の規定にかかわらず、第7の2の規定により提出する事業計画書等に添付するものとする。

6 平成30年12月末日までに発生した突発事故で、本事業を実施する場合に別記様式第1号を用いる場合において、第4の4の(2)中「事故発生の前年12月末日」とあるのは「平成30年5月末日」と読み替えるものとする。

附 則

この通知は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第8の改正規定（「第4の3の（2）」を「第4の4の（2）」に改める部分を除く。）については、令和5年5月26日から施行する。

別記様式第 1 号

施設の保全対策・監視に関する計画（〇〇地区）

施設No.〇〇

		策定年月日			
		計画期間			
施設概要	施設名称	造成時期		受益面積	造成事業
		着工	完成	ha	
	構造等 規格・規模				
	施設の現況及び 管理の状況				
保全対策の方針	基本方針	（地区全体の施設の現況を勘案し、当該施設の補修・補強の実施時期や事業化の見通し等について記載する。）			
	管理水準	（当該施設の供用年数を踏まえ、目指すべき管理の水準を記載する。）			
機能保全対策	対策工法・時期	（当該施設の対策工法（選定根拠）について記載する。また、今後、いつを目安に施設の点検・診断及び保全対策を行っていくかを記載する。）			
	対策費用	（当該施設の点検・診断に要する費用や、適用する対策工法の単価等について記載する。）			
	備考				

別記様式第2号

事 故 報 告 書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿  
地方農政局長又は  
沖縄総合事務局長

都道府県知事 氏 名

年 月 日から 月 日までの突発事故により土地改良施設等に下記のとおり被害が発生したため、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号）第6の規定により報告します。

記

1 事故の概要

- (1)施設概要（造成主体、管理主体、施設名、工種）
- (2)事故発生部位・箇所（延長）
- (3)事故の状況（事故発生前後の施設状態等についても分かる範囲で記入）
- (4)二次被害のおそれ（防災対策の措置の有無）

注 1. 工種は別表の区分に従って記載する  
2. 国営造成施設で発生した事故の場合は、通常実施する事故の発生報告をもって本項目に代えることができる

2 被害の概要

(1) 農地及び土地改良施設の被害額 (単位：千円)

市町村名	被害報告額	左 の 内 訳												備 考	
		土 地 改 良 施 設													
		農 地			パ イ		用排水機場		開 水 路		………		小 計		
箇所	面積	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	
		(ha)													

注 土地改良施設の内訳欄は、上記事故概要の工種に準じて記入する

(2) 農地及び土地改良施設以外の主な被害

一 般 災 害				施 設 関 係 被 害		
区 分		数 量	備 考	区 分	数 量	金 額
罹災総数	世 人	世 帯 人		河 川 海 岸 砂 防 施 設 林 地 荒 廢 防 止 施 設 地 す べ り 防 止 施 設 急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 公 共 土 木 施 設 等	箇 所	千 円
	死 行 方 不 者 明 傷	人			〃	
人的被害				都 市 公 道 園	〃	
					〃	
建物被害	全 半 流 一 床 床 非 計	棟		水 計	〃	
	部 上 下 破 浸 浸 住	〃			電 ガ 水	線 管 管
				ス 計	〃	
				〃	〃	
				そ の 他		

(3) 特記事項

注 国営、代行又は都道府県営土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したもの等の被害概況を記載する。

(4) 写真

(2) 農地及び土地改良施設以外の主な被害

一 般 災 害				施 設 関 係 被 害		
区 分		数 量	備 考	区 分		金 額
罹 災 総 数	世 人	世 帯 人		河 海 川 砂 防 施 岸 林 地 荒 廢 防 止 施 設 地 す べ り 防 止 施 設 急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設 道 港 路 湾 港 漁 下 都 市 公 道 園 水 計	箇 所	千 円
	死 行 方 不 者 明 傷	人			〃	
人 的 被 害	死 行 方 不 者 明 傷	人		公 共 土 木 施 設 等	〃	
	死 行 方 不 者 明 傷	人			〃	
建 物 被 害	全 半 流 一 床 床 非 計	棟		電 ガ ス 線 管 管 水 計	箇 所	
	部 上 下 破 浸 浸 住 壊 壞 失 損 水 水 家	棟			〃	
				そ の 他		

(3) 特記事項

注 国営、代行又は都道府県営土地改良事業として施行中又は施行済の事業、応急対策を実施したもの等の被害概況を記載する。

(4) 写真

別記様式第3号

年 月 日 発生  
(施設名)

事業種別

地区

突発事故復旧事業計画書

都道府県名  
市町村名  
土地改良区(連合)名



第1表 計画概要

事業名		○年度○○地区土地改良施設突発事故復旧事業（補助）	
事故発生年月日		年 月 日	関係面積 ha
施行位置		市町村 字	受益面積 ha
工種			受益戸数 戸
工期			被災前の工法
事業実施主体名		直営又は請負の別	
区分	事業量	事業費	摘要
総事業		千円	
うち産業廃棄物処理費		千円	
うち事業損失防止費		千円	
差引		千円	
被害状況			
当該施設の管理状況			
復旧工事計画			

- 注 1. 関係面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設により受益する地域の面積を記入すること
2. 受益面積は、被害を受けた農地の面積又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する地域の面積を記入すること
3. 受益戸数は、被害を受けた農地又は被害を受けた土地改良施設の復旧によって直接受益する農地について、耕作の事業を行う戸数を記入すること
4. 工種は別表の区分に従って記入すること
5. 事業量の欄には、農地にあつては田畑別の面積(ha)を記入すること
6. 面積(ha)は整数とし、小数点以下1位を四捨五入すること
7. 「事業費総括」「工事費内訳」「応急工事費内訳」「地元負担内訳」及び図面を添付すること
8. 第4の3の場合にあつては、被害状況の欄に(1)から(3)までのうちいずれか該当する被害を記載すること。

第2表 事業費総括

費目	金額	摘要
工事費	円 千	
本工事費	円 千	
測量及び試験費	円 千	
用地費及び補償費	円 千	
船舶機械器具費	円 千	
応急工事費	円 千	
合計		

注 積算に係る各種計算書(見積書、根拠資料等)を添付する

第3表 工事費内訳

費目	工種	細目	細別	数量	単位	単価	金額	摘要
						円	円	
						円	円	
						円	円	
合計								

第4表 応急工事費内訳

費目	金額	摘要
工事費	円 千	
本工事費	円 千	
測量及び試験費	円 千	
用地費及び補償費	円 千	
船舶機械器具費	円 千	
合計		

注 1. 積算に係る各種計算書(見積書、根拠資料等)を添付する  
 2. 工事が竣工している場合は、精算等が確認できる書類を添付する

第5表 地元負担内訳

事業費	国庫負担率	地 方 負 担 率			備 考
		都道府県負担	市町村負担	地元負担	
	%	%	%	%	
	( 千円)	( 千円)	( 千円)	( 千円)	

- 注 1. 備考欄には負担に係る議会又は総(代)会の議決状況等について記載する  
 2. 費用負担割合確認書等があれば添付する

第6表 関連事業

事業名	事業実施主体	事業費	受益面積	事業内容

- 注 1. 土地改良施設突発事故復旧事業（直轄）を実施する場合のみ記載する  
 2. 事業計画書及び図面等を添付する

添付図面

- (1) 図面（位置図（5万分の1又は2万5千分の1図）、平面図、縦横断図、構造図等）
- (2) 被害写真
- (3) 維持管理計画書等及び維持管理計画書等に基づく管理を証明する書類
- (4) 機能保全計画等
- (5) その他

別記様式第4号

土地改良施設突発事故復旧事業採択申請書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿

（地方農政局長又は  
沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

下記のとおり〇〇年度〇〇地区土地改良施設突発事故復旧事業（補助）を実施したいので、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号）第7の規定に基づき、採択されたく申請します。

記

（単位：千円）

施設名	事業実施主体	所在地	受益面積	総事業費	備考

別記様式第5号

土地改良施設突発事故復旧事業費決定通知書

番 号  
年 月 日

都道府県知事 氏名 殿

（農林水産省農村振興局長  
農林水産省〇〇農政局長  
内閣府沖縄総合事務局長）

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号により申請のあった〇〇年度〇〇地区土地改良施設突発事故復旧事業（補助）について、事業費を決定したから通知する。

記

（単位：千円）

施設名	事業実施主体	所在地	受益面積	総事業費	備考

別記様式第6号

都道府県営（団体営）土地改良施設突発事故復旧事業計画書の変更協議書

番 号  
年 月 日

農村振興局長 氏名 殿  
〔 地方農政局長又は  
 沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

〇〇年〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号をもって事業費の決定の通知があった土地改良施設突発事故復旧事業計画書について変更したいので、土地改良施設突発事故復旧事業（補助）実施要綱（平成30年3月30日付け29農振第2308号）第8の2の規定に基づき、下記の書面を添えて協議します。

記

1 事業費増減表

(単位：千円)

事業実施主体	所在地	工種	数量	補助率	事業費 (当初決定額)		変更経過				今回変更協議額		増△減	
					事業費	国庫補助金	回数	事業費	国庫補助金	年月日	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金

注 増減(△)の欄は、事業費(当初決定額)又は前回の変更協議で同意を得た額と今回変更協議額との差額を記入すること

2 変更理由書

